

I はじめに

- 近年、国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等が進展する中、国民生活や経済活動に対するリスクが顕在化。
- 諸外国は産業基盤強化の支援、先端的な重要技術の研究開発、機微技術の流出防止や輸出管理強化等の施策を推進・強化。
- 政府は、2021年11月に開催した第1回経済安全保障推進会議において、法制上の手当てを講ずることによりまず取り組むべき分野として、①重要物資や原材料のサプライチェーンの強靱化、②基幹インフラ機能の安全性・信頼性の確保、③官民で重要技術を育成・支援する枠組み、④特許非公開化による機微な発明の流出防止の4つを提示。
- 本推進会議の決定に基づき、経済安全保障担当大臣の下に設置された**本有識者会議が専門的な見地から法制の検討を開始**。
- これまでの政府の取組を踏まえた上で、上記4分野について法制上の手当てを講ずることが急務であるとの問題意識の下、政府に対し、本提言を参考にしつつ、経済安全保障を推進するための体系的な法制の整備を強く求めるもの。

II サプライチェーンの強靱化

1. 制度の対象

- ①国民の生存に不可欠な物資、②広く国民生活・経済活動が依拠している物資を対象にすべき。その際、特定の国への依存の程度のほか、将来的に他国に依存する可能性を念頭に置く必要。

2. 制度の枠組み

(対象物資の指定)

- 急速な事態の進展にも対応できるよう、柔軟に物資の追加・解除ができる枠組みが重要。

(民間事業者への支援)

- 民間事業者が計画を作成し、物資所管大臣が判断する枠組みとすべき。多様な取組（生産基盤の整備、供給源の多様化、備蓄、生産技術開発、代替物資開発等）に対する支援が可能な枠組みとすべき。

(物資所管大臣による措置)

- 上記では十分でない場合には、政府としての取組（国際連携、政府による海外からの調達、供給途絶を見据えた物資の備蓄、使用節減の呼びかけ、政府による委託生産等）を講じる必要。

(重要物資の調査)

- サプライチェーン把握の調査に実効性を確保するため、政府の調査権限と事業者の応答を確保できる法的枠組みを整備すべき。

III 基幹インフラの安全性・信頼性の確保

1. 制度の枠組み

(対象事業)

- 基幹インフラ事業者による設備の「導入」や「維持管理等の委託」の際、政府が事前にリスクを把握し、必要があれば当該リスクを排除する制度を整備すべき。

(対象事業者)

- ①国民の生存に支障を来たす事業（代替性が無い）又は②国民生活若しくは経済活動に広範囲又は大規模な混乱等が生じ得る事業を対象とすべき。エネルギー、水道、情報通信、金融、運輸、郵便を想定。

(対象設備)

- 事業規模や代替可能性を考慮し、基幹インフラ事業の区分ごとに明確な基準を定めた上で指定すべき。

- 機能が停止又は低下した場合、基幹インフラサービスの安定的な提供に大きな影響があるものに限定すべき。

2. 事前審査の仕組み

(事前届出)

- 政府への事前届出（①設備の機能や委託の内容、②設備の供給事業者、③委託先の事業者の情報、④設備のサプライチェーンや再委託先の情報等）

(審査)

- 外部からの妨害に利用されるおそれ大きいと認められる場合、その妨害を防止する観点から必要な措置を勧告・命令すべき。

経済安全保障法制に関する提言 概要②

(2022年2月1日 経済安全保障法制に関する有識者会議)

IV 官民技術協力

1. 研究開発基本指針の策定・資金支援

- 政府は先端的な重要技術の支援に係る政府全体の統一的な指針を策定すべき。経済安全保障重要技術育成プログラム（令和3年度補正予算）を法律上に位置付けて支援すべき。
- 重要技術の絞込みに際し、専門家の知見やシンクタンクも活用し、我が国の技術的強み等を考慮し、我が国の技術の優位性、ひいては不可欠性の確保につながるかを検証すべき。

2. 協議会設置による官民伴走支援

- 研究者等の関係者の同意の下、情報提供（政府機関の研究成果、インシデント情報等）等を可能にするため、個別の研究開発プロジェクトごとに、省庁や産学官の枠を超えた伴走支援を行うパートナーシップの枠組み（協議会）を設けられるようにすべき。
- 円滑な情報交換等のため、情報の適正な管理方法について協議すべき。協議会で共有される機微な情報について、範囲や期間を明確化しつつ、国家公務員と同等の守秘義務を参加者に求めるべき。制約的要素は必要最小限とし、研究成果は公開を基本とする。

3. 調査研究機関

- 先端的な重要技術に関する調査・研究を、一定の能力が認められるシンクタンクに委託できるようにすべき。
- シンクタンクの法的位置付けを担保し、中長期的継続性に配慮した上で、守秘義務を求めるべき。

V 特許出願の非公開化

1. 基本的な考え方

- 特許出願のうち、我が国の安全保障上極めて機微な発明であって公にするべきでないものについては、出願公開の手續を留保するとともに、機微な発明の流出を防ぐための措置を講ずる制度を整備する必要。

2. 非公開の対象となる発明

- まずは、核技術及び武器のみに用いられる技術を基本として選定すべき。軍民両用技術は、経済活動やイノベーションに及ぼす影響が少ないケースに限定すべき。

3. 発明の選定プロセス

- 特許庁が第一次審査を行った上で、新たな制度の所管部署（内閣府）が、防衛省や特許庁その他関係省庁と協力して第二次審査を行う枠組みが必要。
- 保全指定する前に出願人に意思確認を行い、出願手續からの離脱の機会を設ける枠組みを採り入れることも検討すべき。

4. 情報保全措置

- 保全指定の対象となった発明については、①発明実施の制限、②開示の禁止、③外国出願の禁止、④取下げによる出願手續からの離脱の禁止といった措置を講ずるべき。

5. その他

- 第二次審査の対象となる発明について我が国への第一国出願義務を定めるべき。
- 発明の実施制限等の制約を課す以上、その代償として損失補償をする枠組みを設けるべき。

VI おわりに

- 有識者会議は2021年11月の設置以降、4回の全体会合による議論に加え、4つの分野に関する検討会合を3回ずつ計12回開催、あわせて16回の会合で議論を重ねた。
- 政府に対し、本提言を踏まえ、まずは新規立法措置を速やかに具体化し、成立を図ることを強く求める。さらに、必要な人員・体制や予算を確保することもあわせて求める。
- 経済安全保障の推進のため、政府に対し、国民に対する丁寧な説明に努めることを要請。同時に、国民一人ひとりが、経済安全保障への対応が重要な課題であることについて認識を高めていただくことを期待。
- 新たに構築した制度の実施状況は継続的に検証・評価されるべきであり、制度は不断の見直しが必要。
- 経済安全保障は多岐にわたる新しい課題であり、情勢の変化に応じた迅速な対応が不可欠。今後も、さらなる立法措置を含む必要な取組を検討・実施していくべき。